

別記様式

議 事 録

[illegible]

1 あいさつ

委員長よりあいさつ

2 議題

（仮称）健幸づくり条例（素案）の修正案について

○第1章の修正案について事務局より説明

第1条は、趣旨規定としていたが、目的規定とした方が何を目的としているか明らかになるのではとの条例担当課からの意見をもとに修正した。

なお、「健幸づくり」については、第2条で定義されるまでは「健幸都市いわくら」も含め「」で囲っている。

第2条（3）の1行目については、条例上の用語のルールに基づき、「学校等及び保健医療福祉関係者」に修正した。また、「協働」の意義を自治基本条例に定めた意義に準じて、「主体的・自発的に健幸づくりを推進する」を「主体的・自発的に共通の目的を達成する」に修正した。

第2条の文末について他の号で「いいます」と表現しているため、第2条（3）も「いいます」に修正した。

第2条（4）については、条例上の用語のルールに基づき、「または」を漢字に修正した。

「地域団体」と「市民活動団体」については、定義した方が分かりやすいというご意見をいただいたので、自治基本条例の定義に基づいて第2条（5）、（6）で新たに定義した。

第2条（7）については、「事業活動を行う」を「事業を行う」に修正した。また、例えば、水道事業の事業者は地方公共団体であるため、「（国及び地方公共団体を除く。）」を削除した。

第2条（8）については、「市内の」は学校にもかかるため、「市内の学校」を文頭にした。また、学校教育法の中で学校が規定されている条文を明記するため、「第1条」を追加した。

就学前児童という用語は法令で用いないため、「小学校就学前児童」にし、「保育所、認定こども園その他小学校就学前児童が通所する施設」に修正した。

第3条については、基本理念の文末は「～こと。」とするルールに基づき（1）は「取り組むよう努めること」、（2）は「推進すること」に修正し、それに伴い、（1）の主語を「市民が」、（2）の主語を「市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が」に修正した。

第3条（2）については、条例上の用語のルールに基づき、「学校等及び保健医療福祉関係者」に修正した。

第4条第2項「前項の規定による施策」は、「前項の施策」に修正し表現をすっきりさせ、「市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携」は「の」を追加し、「市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者との連携」に修正した。

健幸づくりは、第2条で「市民が生涯にわたり心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすための取組」と定義されており、第4条第2項において「健幸づくりに取り組めるよう」とすると、取組に取り組むと重複表現となるため、「健幸づくりを行えるよう」に修正した。

第5条第1項は、市民に分かりやすくするために、文言をつけ加えたらどうかというご意見をいただいたので、「健康状態やライフステージに応じて、心身の状態をより良く保てるよう、市民一

人ひとりが主体的に健幸づくりに努める」に修正した。

第5条第2項については、「市、地域、職場、学校等」は場所を表しているが、「市」については実施主体として表記し、「市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域、職場及び学校等において行われる健幸づくりに資する活動」に修正した。

第6条第1項「地域のつながりを生かし」については、常用漢字の「生かし」に修正した。同様に第7条第1項も修正した。

第6条第2項「学校等」以降の部分については、読点がないため、「健幸づくりに資する活動に」の後に読点を追加した。同様に第7条～第10条第2項も修正した。

第8条第1項については、健幸づくりを促す活動を行うことが明記されていなかったので、「従業員の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努める」を追加した。同様に第9条第1項も「「幼児等」に対し健幸づくりを促す活動に取り組むよう努める」を追加した。また、保育所や小学校就学前児童が通所する施設に通う子どもは「園児」と表現しないことと、学校には幼稚園も含まれることから、「学校等は、幼児、児童、生徒等が」に修正した。

第10条1行目は「市民に」を追加し、「市民に保健医療福祉に関する正しい情報を提供」と、分かりやすくした。

修正前の欄の第10条第1項では、「市民が適切にサービスを受けられるよう」としていたが、何のサービスか分かりにくいというご意見をいただいたので、「市民がそれぞれの個人の状態に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう」に修正した。

第10条2行目の「また」は削除した。

【委員】

第3条「基本理念」について、他市の条例では、運動や健康を通じた地域の活性化についての記述があるが、岩倉市では、地域の活性化まで含めた健幸づくりを想定しているのか。

第6条「地域団体の役割」、第7条「市民活動団体の役割」に地域の活性化に努めることまで含まれているのか。

【委員】

地域の活性化と健幸づくりは別のことになる。スポーツ等を通じて地域を活性化したり、地域を活性化する上で健幸づくりを行うならばこの条例を制定する意義があると思うが、地域の活性化だけでは少し違和感がある。

【委員】

「歩くことをはじめとする身体活動や運動及び食を通じて、個人の健康意識を高めるだけでなく、出会いや交流を深めることにより、地域の活性化を促すものである」という認識のもとに推進すること。」と基本理念に定めている市がある。

岩倉市の場合は健幸都市宣言の際、地域の活性化についても念頭に置いていたのかも含め伺いたい。

【事務局】

先程委員から例示のあった、基本理念に地域の活性化も含めている条例は、健幸まちづくり条例

という名称で、まちづくりを広く含めた内容にしている。岩倉市の条例案は、地域のつながりが地域の活性化に繋がるという認識はあるが、文言は基本理念に入れなかった。

【委員長】

前文等に地域の活性化を伴うような健幸づくりに関する表記が含まれているので、現状では基本理念に入れない方向で進めてきたのだと思う。

基本理念に地域の活性化を入れると、他の条文に影響するかも知れないので、一旦次に進み他の部分を検討した上で、全体を通して考えたい。

【委員】

第4条「市の役割」について、施策を実施する前段階の文言はなくてよいか。例えば「健幸づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施するものとする。」とすれば、施策を実施する前に計画策定を行うことが表記できる。

あるいは、第17条に計画の策定について規定があるので、それでよしとするのか。

【委員長】

第4条は「推進に関する計画を策定し施策を実施するものとする」の方がよいということか。確かに市の役割として、計画を策定し施策を実施することを明記してもいいかも知れない。

【事務局】

健幸づくりを推進するにあたっては、健康増進計画だけではなく、他の部署の計画、例えば食育の計画等があり、健幸づくりに関係する計画については各担当課で推進していただくという形を想定しているので、第4条には明記をしていない。

【委員】

案のままだと、市は施策をただ実施するだけのようにとれてしまう。「健幸づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する」とすれば、どこかで施策を策定することを言い表すことができる。

【委員長】

先程の事務局の説明では、計画が限定されてしまうということだったが、それでも表現を変えた方がよいということか。

【委員】

私は施策の中に、計画から運用、実施に至る一連の意味が基本的には含まれていると解釈しているので、案のままでよいと思う。

【委員長】

どのような形で市の役割を表現するのが最も適切かについては、施策の中身を再確認して検討したい。

【事務局】

先程「施策を総合的かつ計画的に実施する」と少しはっきりと書いた方がよいという意見をいただいたので、文言を加えたい。

【委員】

第6条第1項は「地域のつながりを生かし、その活動にあたっては市民の健幸づくりを促す活動に取り組む」とし、第7条第1項は「自らの持つ知識及び専門性を生かし、その活動にあたっては市民の健幸づくりを促す活動に取り組む」として、それぞれの団体が活動をしている中で健幸づくりを促すという表現にすると分かりやすくなるのではないか。

【委員】

条文を読んでも「地域団体」と「市民活動団体」の違いがよく分からないので、違いを出すためにも「その活動に当たっては」は入れた方がよいかと思う。

【委員】

第6条「地域団体は、地域のつながりを生かし」と、第7条「市民活動団体は、自らの持つ知識及び専門性を生かし」の表現の違いがはっきりしているのは、第2条の定義を踏まえて規定しているから。

「地域団体」は広く活動しているから専門性はあまりないので、第6条、第7条に関しては、このまま修正しなくてもあまり違和感はない。

【委員】

やはり感覚的なものだと思う。

【委員】

「専門性を生かし」は直さない。

第6条、第7条で「市民の健幸づくりを促す活動に取り組む」と同じ表現を用いているが、「地域団体」「市民活動団体」はそれぞれ異なる活動をしているので、それを言い表すため、「その活動に当たっては」を入れてはどうかということ。

【委員】

それならよいが、「その活動に当たっては」を入れるかどうかは大きな問題ではないと思う。

【委員長】

「その活動に当たっては」を入れることで、それぞれの立場で主体的に活動していることが健幸づくりを促す活動につながるということが明確になるかも知れないので、検討させていただきたい。

【委員】

第8条について、非常によい文言が入ったと思うが、事業者は従業員の健幸づくりをまず推進

し、それを補完する意味で環境整備という順番の方がよいかなと思う。

【委員長】

どちらの順番がよいか再検討をさせていただく。

【委員】

第8条は「事業者は、従業員が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備」とあり、第9条は「学校等は、～健幸づくりに取り組みやすい環境の整備」とある。事業者に対しては「取り組むことができる」、学校に対しては「取り組みやすい」と言い方が違うが、この違いについて伺いたい。

【委員】

事業所の場合は、従業員が主体的に健幸づくりを行うための環境を整備するのに対し、学校の場合は、児童等が主体的ではなくて、先生が健幸づくりの環境を整備することで、受け身で健幸づくりを行うので、この表現にしていると思う。

【委員】

この表現でよいと思う。

【委員】

この表現でよいが、なぜ違うのかという疑問がある。

【委員】

学校では児童等が主体的にやるわけではなく、先生など学校側が様々な計画を立てて環境を作り、児童等に健幸づくりを促す。事業所ではもちろん事業者が環境を整備しないといけませんが、従業員が主体的に活動をしないと、健幸づくりには繋がらない。このことから、第8条と第9条とで違う表現になっているのだと思う。

【委員】

そういう説明がないと分からない。

【委員長】

逐条解説には、決して「取り組むことができる」と「取り組みやすい」の違いを書くのではなくて、今言われたような内容を反映させていければと思う。

【委員】

第9条「健幸づくりに取り組みやすい環境の整備」の部分は、第8条でも似たような表現になっているため、第9条を例えば「学校等は、児童、生徒、園児等に対し、健康教育を推進することにより、健幸づくりに取り組みやすい活動や環境の整備に努めるものとします。」と、健幸づくりに取り組みやすい環境整備の他に、学校らしさを表現するため、健康教育の推進のことや、環境だけ

でなく活動の場面における整備のことを加えてはどうか。

【委員】

第8条と第9条とは書いていることがほぼ同じであることが気になるため、先生に何か良い文言を足してもらった方がよいと思う。

【委員】

健康教育という文言を入れると、活動を含め表現することができるので、学校として非常によいと思う。

【委員】

本日配布された修正案で追加されている「幼児等に対し健幸づくりを促す活動」が健康教育と重なる感じがする。健康教育から健幸づくりを促すことが入るならば、本日示された修正案の追加部分は不要になるかも知れない。

【委員長】

ここは調整をしていきたい。

ところで、条文の中で園児はどこに含まれるか。

【事務局】

幼児に含まれる。

○第2章、第3章の修正案について事務局より説明

第11条「からだの健康から健幸づくりを推進する」は、からだの健康を保つことが健幸づくりにつながっていくということを示すのであれば、「通じて」の方がよいというご意見をいただいたので、「からだの健康を通じて健幸づくりを推進する」に修正した。第12条につきましても同様に「歯と口腔の健康を通じて」に修正している。

第12条(1)は、条例上の用語のルールに基づき、「歯周病予防、口腔機能の維持・向上」に修正した。

第13条については、食育の文言を入れてはどうかというご意見をいただいた。食育には、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるという意味がある。この条例では、食生活の改善を通して健幸づくりにつながる部分で食育を推進していく役割があることから、第13条(2)は「食生活改善及び食育の推進に関すること。」に修正した。

第14条「運動により健幸づくりを推進する」についても、第11条、第12条と同様に「運動を通じて健幸づくりを推進する」に修正した。

修正前の欄の第14条(2)については、(3)の内容と重なる部分があるため、削除した。

新たに規定した第14条(2)について、分かりやすい表現にするため、「運動を継続して行うことができる環境の整備」にし、先程1号削除したため、第14条(3)については、「前2号」に修正した。

第15条について、第11条～第14条までと同様に「こころの健康を通じて健幸づくりを推進する」に修正し、1号削除したため、第15条(3)については、「前2号」に修正した。

第16条の見出しについては、「社会全体」を文頭にすると「社会全体」に重点が置かれている感じがするというご意見をいただいたので、「健幸づくりを社会全体で推進する」に修正し、その下の行と第16条(4)も同じ表現に統一した。

第16条(2)「生きがい及び役立ち感につながる地域活動」については、役立ち感のとらえ方が難しいため、「役立ち感」を削除した。

第16条(3)については、市民一人ひとりを加えるという意見もいただいたが、個性は年齢、性別、国籍や心身の状態などを広く表していることから、「多様な個性を尊重し」に修正し、「環境整備」については、他の部分と表現を統一するため「環境の整備」に修正した。

第17条については、第1項において市が岩倉市健康増進計画を定めるとしているため、第3項の主語を「市」に修正し、第4項については、第3項のみを指すため、「前項の規定」に修正した。

第18条については、主語がないため「市は、」を追加した。

第19条については、章の中が1条の時は、見出しは不要になるため、「(委任)」を削除した。

【委員】

第12条の「う蝕」は一般の人には分からないので、「むし歯」にしてほしいと前回の委員会で発言したと思うが。

【事務局】

条文では正しい言葉である「う蝕」を用い、逐条解説で通称であるむし歯を入れていきたい。

【委員】

逐条解説に入れなくても条文にむし歯と書けばよい。他市の条例ではむし歯と書いているものもある。一般の人にはう蝕は分からない。

【委員】

他市の条例でむし歯と書いているものもある。他の市町の歯と口だけではない条例に関しては、むし歯と書いている。ただ歯と口の条例に関しては、う蝕とか歯周病ではなく歯科疾患と書いている。

岩倉らしさを出すなら、歯科疾患よりも、う蝕と歯周病と表記する方がよいと思うが、皆様言われているようにう蝕がよくわからないということであれば、前回の委員会で言われた「う蝕(むし歯)、歯周病」でよいと思う。一層の事「むし歯、歯周病」にしてもよいかと思う。そこまでこだわる必要はないと思う。

条例には、学術的な文言であるう蝕がふさわしいと思うが、他市の条文でむし歯と書いているものもあるので、むし歯でもよいと思う。

【委員】

う蝕(むし歯)とするのが一番よいと思う。

【事務局】

検討する。

【委員】

第18条に「岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くものとします」とあるが、例えば、施策を行う際に良し悪しの審議はせず、ただ聴くだけなのか。

【事務局】

市としては、岩倉市健幸づくり推進委員会を審議会に位置づけ、審議をする場となるため、適切な表現に修正をさせていただく。

【委員】

様々な健幸づくりを推進していく上で、人材育成が問題になってくと思う。「地域団体」や「市民活動団体」はそれぞれ自主的に活動をしているが、健幸づくりに関する人材育成や人材活用については条文に入れないのか。

【事務局】

人材育成という文言は条文には入れていないが、人材の育成は環境整備の1つであると考えている。

【委員】

時代が移り行くにつれ、人材を育成するのは非常に難しいと思う。折々で事務局が委員を選び委員会を開くので、その折々の委員会のメンバーが一番よい人材ということだと思うので、あえて条文に人材育成を入れる必要があるのか。

【委員】

岩倉市健幸づくり推進委員会条例に基づいてこの委員会を発足し、各委員が協力している。

岩倉市健幸づくり推進委員会条例の第3条（1）「健康増進に係る知識及び情報の普及及び啓発に関する事」がこの委員会で行うことの1つで、その他様々な問題を議論する場だと思う。人材育成については必要があればこの委員会で議論すればよいので、（仮称）健幸づくり条例に人材育成について規定しなくてもよいと思う。

【委員長】

人材を育成するのは大変なことかも知れないが、人材をどのように活用していくのかについては、条例を制定し健幸づくりをまさに推進していく際に、考えるべき重要な点である。

今回（仮称）健幸づくり条例の検討に関わっている市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者といった様々な方々の協働により健幸づくりを推進していく中で、それぞれの視点から人材の活用についてのアドバイスをいただければと思う。

○前文の修正案について事務局より説明

冒頭部分につきましては、第3回委員会で、「いつまでも」という言葉は高齢者に対する表現のように感じるというご意見をいただいたので、「生涯にわたって」に修正した。

3行目「社会全体で協働により取り組んでいく」については、「社会全体で取り組む」と「協働」は表現が重なるため、「協働により」を削除し、「社会全体で取り組んでいく」に修正した。

4行目については、主語となる「本市は」を追加し、健幸都市宣言を行った日にちまでは明記する必要はないことから、「12月1日」は削除した。また、健幸都市宣言を「「健幸都市いわくら」を宣言」に修正した。

修正前の欄の2段落目と3段落目については、岩倉市の特徴を織り込むため、市民や市民活動団体等が協働のまちづくりを進めていることや、協働により生まれる人と地域とのつながりや絆が岩倉市の健幸づくりを推進する原動力になることを加筆した。

修正前の欄の最後の段落については、より具体的な内容に修正した。

【委員】

上から8行目の「市民共通の願いである生涯にわたり健康で幸せな暮らしの実現のためにも、」は、その後に続く部分を補足している。

主語は「市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の協働による「健幸づくり」の推進が」だと思うので、「市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の協働による「健幸づくり」の推進は、市民共通の願いである生涯にわたり健康で幸せな暮らしの実現のために重要である。」とした方が強調したい部分がはっきりすると思う。

下から3行目の「五条川の桜のような満開の笑顔」は「五条川の満開の桜に代表される笑顔」にした方がよいと思う。

【委員】

「五条川の桜のような満開の笑顔」の「ような」を入れる位置が間違っていると思う。「五条川の満開の桜のような笑顔」とするべきだと思う。

前回の条例案では細かい情景が書かれていたが、全て割愛され、例えば、人口・面積・コンパクトなどの岩倉らしさを表す内容が全くない中で「まちづくりを進めています」としても、岩倉はどういうまちなのかが分からず、少し残念な気がする。やはり、岩倉らしさとか、岩倉が分かるような人や面積等を少し入れ、いかに小さなまちでまちづくりを行っているかというような文言を入れていただきたい。

第1段落の上から1行目「生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。」と第3段落の上から1行目「市民共通の願いである生涯にわたり健康で幸せな暮らしの実現」は全く同じことを繰り返しているので、少し文言の手直しをした方がよいかと思う。

【委員】

厚生労働省の政策である地域共生社会について、前文にできれば付け加えてほしいが、逐条解説でもいいので何らかの形で入れてほしい。

【委員長】

地域共生社会とは具体的にどういう社会のことか。

【委員】

例えば、障害者や認知症の人等を地域で支える社会のことである。

昨日、NHKの番組の中で、発達障害のある人の割合が日本人で15人に1人と聞いた。岩倉の人口は約4万5千人で、計算すると、そんなにいるとは思わないが3千人もいることになる。

認知症は、2025年には65歳の5分の1の人が発症していると予測されている。岩倉市の人口で計算すると、2300人が認知症であることになってしまう。

そういう人たちにも思いをはせるようなことが必要だと感じた。

【委員長】

共生社会とは、第16条にある「多様な個性」が共生する社会かと思う。

先程、人口や面積等、岩倉ということが分かるような文言を入れてほしいという意見があったが、何か案があれば後日でもよいので教えてほしい。

【委員】

岩倉らしさの表現を考えたときに、コンパクトなまちで利便性がよいということはPRするべきではないかと思う。また、岩倉は人材が豊富であると言いきってよいかわからないが、五条川の桜だけではなく、そういうものも少し入れてほしい。

【委員】

この委員会が始まった当初、コンパクトシティと申し上げていたが、コンパクトシティとは、商業地や行政サービスといった、生活上必要な機能を一定範囲に集めたもので、面積が小さいという意味ではないため、岩倉市は該当しない。

小規模だからこそ、強い絆を生み出すことができるというのが岩倉の特徴であるということうまく表現できればよいと思う。コンパクトはコンパクトシティとまぎらわしいので、小規模のという文言の方がいいのではないかと思う。

【委員長】

コンパクトはどれくらい市民権を得た言葉なのかということも考慮した上で、どちらの文言を使うか決めたい。岩倉は、小規模な自治体であるという共通認識のもと、利便性が高い、顔が見える関係性を作りやすいということが岩倉の特徴であるというのであれば、それを盛り込む案を作成したい。

○意見交換

各委員一人ずつ意見を述べた。

【委員】

岩倉らしさが少ないかなと思う。五条川が表記されているが、そうではなくて、もう少し流れがある前文にしていだきたい。

【委員】

コンパクトについては、初回の委員会からたびたび岩倉の特徴として議論してきたことで、コンパクトだから絆が深まりそれが岩倉の健幸づくりの原動力になるというのは、文章的にも素晴らしいと思う。

【委員】

1段落目、2段落目が上手にまとまっており、また全体を見ても分かりやすくなっていると思う。

【委員】

私は一通り条文を見て、非常によくできていると思ったが、様々な意見を聞き、まだまだ文言とか言葉尻を変えていくとよりよいものができるのかなと感じた。

岩倉らしさをもう少し全面的に出した方がいいかと思う。

【委員長】

どういうところが岩倉らしさと考えているか。

【委員】

岩倉は小さいまちなので、例えば、ここでは関係ないかも知れないが、交通の便がよいことなどイメージできたらよいかと思う。

【委員】

五条川と言えば岩倉と皆様よく分かると思うが、それ以外にも岩倉のまちをもっと知ってもらえるような条文がよいかと思う。

【委員】

いつも市から委員会の資料を送っていただくが、条例を作ったことがないので、読んでも指摘することが思いつかない。今後とも頑張ります。

【委員長】

岩倉らしさのことで何かあるか。

【委員】

岩倉らしさについては、実際は五条川しかないと思う。岩倉の特産物はちっちゃい菜しかないため、五条川をどう表現するかにかかってくるかと思う。

【委員】

岩倉の人材は捨てたものではないので、それをうまく表現できる文言が出てくるとよいと思う。

キラリと光る人材が、岩倉の小さなまちに多数存在する。ヨーヨーの世界チャンピオンなど世界的に有名な方もみえるので、隠れている人材をもっと発掘して岩倉をPRすることが大事だと思う。

五条川、人材、小さなまちなどをPRできるような文章を作ってほしい。

【委員】

全体的によくできている条例案だと思う。岩倉の特徴は五条川がきれいであること、交通の利便性、名古屋近郊のベッドタウンだと思う。

先程意見のあった地域共生社会について、実現していくことはとても大切なことだが、発達障害や認知症の方に関わるには、一人ひとりが様々な知識をしっかりと持たないと難しいかと思う。

様々な健幸づくりを行っていくうちに、こういうことに興味を持ち頑張ってくれる人材が見つかるのではないかと思う。健幸づくりを行うこと自体が人材育成につながる可能性があるかも知れない。

【委員】

前文について、岩倉市民に対してはこのままでもよいが、外に向かってアピールするには、何の特徴も書かれておらず寂しいので、もう少し何か工夫ができればよいのかなと思う。

委員会で細かいところまで議論を尽くし、条文を作っていただいているので、改めて皆様素晴らしいと思う。

【委員】

名古屋市の人口は230万人なので、1人の意見が全体に占める割合は230万分の1となる。

一方、岩倉でのそれは4万8千分の1なので、ものすごく大きい。つまり、1人の意見が行政に対して伝わりやすい。小規模だからこそ物事を伝えやすいので、健幸づくりに関わる市、市民、様々な関係機関がまとまりやすいということにつながればよいかなと思う。

【委員】

個人の生活習慣を個人が改め、主体的に健康になろうと取り組んでいくことが従来の健康づくりだったが、高齢化が進み、地域包括ケアと地域共生社会も踏まえ、地域全体でどう健康づくりを行っていくかが重要な点となっている。その中で、(仮称)岩倉市健幸づくり条例は地域全体で支えていこうという発想が十分に盛り込まれているし、皆様からもそのような意見がしっかりと出ているため、非常によい条例になっているかと思う。

【委員】

前文は、条文を読むよりまずそこだけ読んで、どんなまちかをとらえる大事な掴みのところなので、堅苦しい同じ文言を何度も繰り返すのではなくて、岩倉らしさをまず前面に出して、岩倉はどんなまちで何をやっているのか、前文を読んだだけである程度想像がつくようにしていただきたい。

先程岩倉はコンパクトシティではないという意見があったが、コンパクトなまちづくりと言えれば問題はないかと思う。ただ、条文にカタカナはどうか、感覚的に軽いかなどと思う。

【委員】

小さなまちだからこそ、人と人とのつながりが密になっていく、絆が出来ているかと思う。

岩倉の特徴としては、山内一豊のゆかりの地であり、古いお寺や神社が数多くあるのも特徴かなと思う。

古いお寺など、岩倉市の史跡や文化などの魅力を詰め込んだいわくらカルタは、完成後1年半ほど経過し浸透してきている。

【委員】

今一生懸命頑張っている人たちもいる。こんな小さなまちだけど、ヨーヨーの世界チャンピオンなど、今生き生きとしている人達がたくさんいることも力強く言ってほしい。

【委員】

前文は、ここを読んだだけでどのような条例なのかある程度分かるような文章が本当はよいかなと思う。

五条川の桜は樹齢が60年を超える木も多く、一生懸命保全している状態であるため、桜以外にもアピールできるものを考える必要があるように思う。

コンパクトな小さなまちと言うと田舎みたいな感じがするので、小規模の自治体の方がかっこ良い文章になるように思う。

【委員長】

前文に関しては、大幅に加筆をする必要がある。後日でもよいので、皆様何かよい思いつきがあれば連絡をいただければと思う。

○条例の題名について

各委員から特に意見がないので、題名を岩倉市健幸づくり条例に決定した。

3 その他

今後のスケジュールについて連絡

以上